

寒川町サマースクール事業 実施事業者募集要項

令和7年9月

寒川町子ども育成部保育幼稚園課

この要項は、寒川町サマースクール事業の実施事業者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

(1) 業務の目的

寒川町では、通年で実施している放課後児童健全育成事業において例年待機児童が生じていることから、サマースクールがその解消に繋がる施策であるかを検証することを目的とし、令和8年度から10年度までの3年間において実証実験的に実施する。

(2) 公募の趣旨

価格のみではなく、事業に対する考え方やプログラムの内容、人員配置等を総合的に勘案し、事業を充実した内容で継続的かつ安定的に運営できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 委託事業名

寒川町サマースクール事業委託

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

※ただし、契約時の仕様書は、採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整のうえ、変更する場合がある。

(3) 実施場所

寒川町立南小学校ふれあいホール

(4) 委託期間

令和7年12月1日(月)から令和10年9月30日まで

なお、翌年度の夏季休業開始までの間に、案内送付、申込受付及び審査書類作成、保護者への説明会の開催のほか、放課後児童支援員及び補助員（以下「支援員等」という。）の確保、備品・施設等の点検及び確認、組織体制の確立、その他円滑に事業を実施するために必要な準備等を行うものとする（令和10年度を除く）。

また、夏季休業終了後はアンケート集計・分析結果を報告するものとする。

<参考>各年度の主な業務内容

| 年度 | 主な業務内容 | 備考 |
|--------|---|--|
| 令和7年度 | 申込案内送付、申込受付、審査書類作成、問合せ対応、支援員等の確保（令和7年度又は8年度）等 | 各年度の業務内容を踏まえて、年度ごとの事業費・保育料・委託料を見積もる。各年度の委託料の合計額を提案価格とする。 提案価格の上限額 15,446,000円 (消費税及び地方消費税を含む) |
| 令和8年度 | 支援員等への研修、組織体制の確立、備品等の点検・確認 | |
| | 参加決定児童の保護者への説明会資料作成・開催、サマースクール実施、保護者へアンケート実施、アンケート集計・分析 | |
| | 翌年度用申込案内送付、申込受付、審査書類作成、問合せ対応等 | |
| 令和9年度 | 支援員等の確保・研修（必要に応じて）、組織体制の確立、備品等の点検・確認 | |
| | 参加決定児童の保護者への説明会資料作成・開催、サマースクール実施、保護者へアンケート実施、アンケート集計・分析 | |
| | 翌年度用申込案内送付、申込受付、審査書類作成、問合せ対応等 | |
| 令和10年度 | 支援員等の確保・研修（必要に応じて）、組織体制の確立、備品等の点検・確認 | |
| | 参加決定児童の保護者への説明会資料作成・開催、サマースクール実施、保護者へアンケート実施、アンケート集計・分析 | |

(5) 対象児童

町内在住で、保護者が就労等で日中保育ができない家庭の小学1年生から6年生までの児童のうち、サマースクールのみを希望する児童及び通年の児童クラブの4月当初入所分の入所審査において保留となった児童 40人以内

3 事業費、保育料、委託料等

(1) 事業費に含まれる経費等

寒川町サマースクール事業（以下「本事業」という。）に係る人件費、報償費、事業者が使用する消耗品費、その他の実施に係る経費等の総額を事業費とし、各年度の人件費上昇分を見込んで算出するものとする。

なお、本事業は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に規定する非課税には該当しないため、事業費には消費税及び地方消費税を含めるものとする。

(2) 保育料

受託者は、本事業の実施にあたり参加者から保育料を徴収することができるものとし、その額については、各年度で参加者 1 人当たり 17,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、受託者において設定するものとする。

なお、保育料の設定については仕様書を参考に、あらかじめ減免による減額を見込むものとし、それにより徴収できない保育料についての町の補填は、原則として行わないものとする。

(3) 委託料

委託料は、事業費から保育料充当額を除いた額とし、各年度の委託料の合計額をもって、本プロポーザルにおける「提案価格」とする。また、提案価格の上限額は、15,446,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※委託契約締結後に消費税の範囲及び税率に変更が生じた場合は、各年度の委託業務完了日時点で有効な範囲及び税率を適用するものとする。

(4) 備品の購入

本事業に必要な備品のうち、仕様書に記載のないものは受託者が用意するものとする。

(5) 委託料の支払い

委託料は、単年度ごとに支払うものとする。この場合において、人件費の高騰が委託契約締結時の想定を上回る状況であると認められるときは、その上回る部分の取扱いについて、町と受託者との協議するものとする。

また、(2) 保育料の減免額が想定以上に多くなるときは、その補填について町と受託者との協議する場合がある。

4 応募要件

次の（１）～（１０）の要件を、応募書類提出日においてすべて満たすものとする。

なお、契約締結後にいずれかの項目を満たさないことが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

- （１）株式会社、社会福祉法人、学校法人など法人格を有し、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、令和 2 年度以降（過去 5 年間）に地方公共団体から業務を受託（指定管理者の指定を含む。）し履行した実績があること。
なお、複数の法人による共同での応募は認めない。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （３）寒川町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 11 号）第 2 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号のいずれにも該当しないこと。
- （４）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと（破産者で復権を得た場合を除く）。
- （５）清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされていないこと。
- （６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生開始の決定を受けている者を除く）。
- （７）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く）。
- （８）寒川町指名停止に関する取扱基準（昭和 52 年 7 月 1 日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （９）町税の納付義務を有する者にあつては、その滞納がないこと。
- （１０）緊急時に速やかに対応できるよう、神奈川県内に本社（部）、支社（部）又は営業所等を有していること。

5 選定スケジュール

| No. | 内容 | 日程 |
|-----|---------------------|-----------|
| 1 | 募集要項公表 | 9月10日(水) |
| 2 | 質問票の提出期限 | 10月1日(水) |
| 3 | 質問に対する回答期限(町HPにて回答) | 10月15日(水) |
| 4 | 申込書類提出期限 | 10月24日(金) |
| 5 | 一次審査結果 | 11月7日(金) |
| 6 | プレゼンテーション及びヒアリング | 11月14日(金) |
| 7 | 選考結果の公表及び通知 | 11月21日(金) |
| 8 | 契約締結 | 12月1日(月) |
| 9 | 業務着手に向けての事前調整・準備 | 1月下旬まで |

6 質問の受付・回答

本プロポーザルに関する質問は、業務の内容及び本プロポーザルへの応募に必要な書類の作成及び提出に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期限

令和7年10月1日(水) 午後5時

(2) 提出先

事務局へ電子メールにより、件名を「サマースクール実施事業者公募に係る質問票」として質問票を提出し、送信後に事務局へその旨電話連絡すること。電話等による口頭での質問・問い合わせは受け付けない。

(3) 回答

回答は、事業者名がわからない形で質問項目、内容とともに令和7年10月15日(水)までに、町ホームページに掲載する。

なお、回答は本要項及び仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

7 応募受付

(1) 応募方法

- ア 受付開始 令和7年10月15日(水) 午前9時
- イ 提出期限 令和7年10月24日(金) 午後5時
- ウ 提出方法 事前に連絡の上、持参又は郵送・宅配便

※提出期限までに必着のこと。

- エ 受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時(土日祝日を除く)
- オ 受付場所 寒川町役場本庁舎1階 保育幼稚園課

(2) 提出書類

| 提出書類 | 様式 | 部数 | |
|------------------------------|---------------|----------------|----------------|
| | | 正本 | 副本 |
| 参加申込書 | 様式 1 | 1 部 | — |
| 誓約書 | 様式 2 | 1 部 | — |
| 法人概要書 | 様式 3 | 1 部 | — |
| 定款 (写し) | 添付 3-1 | 1 部 | — |
| 履歴事項全部証明書 (法人登記簿謄本) (写し可) | 添付 3-2 | 1 部 | — |
| 印鑑証明書 (写し可) | 添付 3-3 | 1 部 | — |
| 企画提案書 | 様式 4 | 1 部 | — |
| 企画提案書添付書類 | 様式 4-1~4-6 | 1 部 (法人名入り) | 6 部 (法人名なし) |
| 提案価格書 | 様式 5 | 1 部 (押印) | — |
| 提案価格算出表 | 様式 5-1 | 1 部 | — |
| 提案価格書内訳書 | 添付 5-2 (任意様式) | 1 部 | — |

指定の様式は A4 サイズとし、当該様式に記載する文字の大きさは文字フォント 11 以上とする。正本、副本ともフラットファイル (A4・左綴じ) に綴り、正本について、各書類の見出しを付すこと。また、様式 4-1~4-6 の副本については、本文を含め法人名が分からないように黒塗りする等留意すること。

(3) 留意事項

- ア 応募者は、書類の提出をもって本要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとす。
- イ 応募に関する費用は応募者の負担とする。
- ウ 企画提案書は、一次審査において書類審査となる可能性 (「8 (1) ア審査方法②」参照) を考慮して分かりやすく作成すること。
- エ 提出期限後の書類の差し替えは認めない。ただし、町の指示に基づく変更又は修正についてはこの限りでない。(提案価格書、提案価格算出表及び提案価格書内訳書の修正は不可) また、記載内容に関する聞き取りを行うことがある。
- オ 町から追加書類及び資料の提出を求められた場合には、指示された期間内に提出すること。
- カ 提出された書類等は理由を問わず返却しない。
- キ 契約締結までに前記の応募要件を満たさなくなった場合、提出された書類に虚偽又は不実の記載が認められる場合、応募に関し不適切な行為があったと認められる場合は、応募の無効・選定結果の取り消し等の対応を

行う。

- ク 書類提出後、応募を辞退する場合は、令和7年10月29日（水）正午までに、任意様式で辞退届を持参すること。
- ケ 応募者及びその関係者から、事務局に対して自らの申込書類・提案の内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため受け付けない。
- コ 提案は、1者につき1提案限りとする。

8 審査方法等

(1) 一次審査（書類審査：非公開）

ア 審査方法

- ① 事務局が、提出書類をもとに応募要件等を満たしているかを審査する。
- ② 応募要件を満たす者が4者を超えた場合は、関係部課長等6名で構成する「寒川町サマースクール事業委託契約候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」が、企画提案書について、「9（3）提案内容評価点」に記載する方法で書面審査を実施し、評価点が高い4者を二次審査に参加できる者として選定する。
なお、4番目の順位に該当する者が複数ある場合は、提案価格が低い方を選定し、なお同点の場合は、委員長の決するところによる。ただし、①による要件の審査で4者以内となった場合は、この書面審査は実施しない。
- ③ 応募者が1者以上4者未満の場合でも本プロポーザルは成立するものとし、①による審査を実施する。

イ 一次審査結果

一次審査の結果は、令和7年11月7日（金）を期限とし、応募者に電子メールにて通知する。

ウ その他

審査結果に対する異議申し立てや審査内容に関する質問は、一切受け付けない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング：非公開）

選定委員会を開催し、提出された企画提案書等に基づき、次のとおり実施する。

ア 開催日：令和7年11月14日（金）

イ 場所：寒川町民センター3階講義室

ウ 実施方法

- ① プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（15分程度）を実施する。
- ② 説明は、提出された企画提案書等に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。ただし、パワーポイント等のプレゼンテーション用ソフトを使用しての説明については、その内容が提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合は認めるものとする。
- ③ プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、書類提出の際に申し出るものとする。なお、プロジェクタ、スクリーンは町で用意するが、操作端末は応募者が用意すること。
- ④ 参加人数は、1者につき3人以内（説明用端末の操作者を含む）とし、受託者になった場合に業務責任者となる予定の者は必ず出席すること。
- ⑤ 応募者が集合時間までに来ない場合は失格とする。なお、交通事情などやむを得ない事由により遅れる場合は、集合時間10分前までに町役場保育幼稚園課に電話連絡をすることとし、実施時間を変更するものとする。

9 選考

（1）選考方法

選定委員会による二次審査において、（2）、（3）に示す提案価格評価点及び提案内容評価点の合計点を評価基準合計点とし、各選定委員の評価基準合計点の合計である「総合評価点」が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点交渉権者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が複数ある場合は、同点の者を比較して提案価格が低い方に決することとし、なお同点の場合は、委員長の決するところとする。

ただし、総合評価点の配点合計に対して選定委員会が定めた最低基準に満たない場合及び選定委員の過半数が不適格（0点）とする評価項目がある場合は選定しないものとする。

（2）提案価格評価点

提出された提案価格を次頁に示す算定式により評価点に置き換える。評価点の配点は20点を上限とし、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出するものとする。

なお、提出された提案価格が、「提案価格の上限額」を超過している場合は、

失格とする。

<算定式>

$$\text{提案価格評価点} = 20 \times (\text{最低提案価格} / \text{各参加者の提案価格})$$

(3) 提案内容評価点

企画提案書の内容について、別表1<評価項目>に示す評価基準を踏まえ、別表2<評価点付与基準>に示す6段階の評価区分により、各評価項目の配点に対して、評価点を算出するものとする。

(4) その他

その他、不測の事態が生じた場合は、選定委員会の判断により協議の上決定する。

10 選考結果の通知

(1) 通知日 令和7年11月21日(金)

(2) 通知方法

二次審査参加の全事業者に選定結果を電子メールで通知するとともに、優先交渉権者名及び次点交渉権者の事業者名は、町ホームページで公表する。

なお、審査の結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

また、審査の過程についても公表しない。

11 失格事項

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。失格となった場合は、その理由を付して文書にて当該応募者に通知する。

(1) 本プロポーザルの手続き過程で、「4 応募要件」のいずれかを満たさないことが明らかとなったとき。

(2) 二次審査に出席しなかったとき。

(3) 次のいずれかの行為をした場合。

ア 事務局や事業関係者に対して、直接・間接を問わず不必要な接触を求めたとき。

イ 他の参加者と応募内容又はその意図について相談したとき。

ウ 優先交渉権者の選定終了までに、他の応募者に対して応募内容を意図的に開示したとき。

(4) 応募者が書類を提出するにあたり次のいずれかに該当した場合。

ア 書類の提出方法、提出先及び提出期限が本要項に適合していないとき。

イ 書類の作成形式等が本要項に適合していないとき。

- ウ 書類に事実と反する記載をしたとき。ただし、真にやむを得ない事由があると町が認める場合はこの限りでない。
 - エ 第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
 - オ 書類の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
 - カ 提案価格書に記載した金額のうち町の負担すべき額が、提案価格の上限額を超えているとき。
- (5) 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為等を行ったと認められたとき。
- (6) 法令並びに寒川町の関係条例及び関係規則に抵触する提案を行ったとき。
- (7) 1者で複数の提案をしたとき。
- (8) その他、上記に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、町が失格と判断したとき。

1.2 契約

契約内容及び仕様については、優先交渉権者の通知後、速やかに町と優先交渉権者で企画提案書等の内容をもとに協議し、協議の結果、合意に至った場合は、速やかに契約の手続きを行うものとする。

なお、協議の結果、優先交渉権者と契約に至らなかった場合には、次点交渉権者と契約を前提に協議を行うものとする。

1.3 その他

- (1) 提出書類の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、町が本プロポーザルを行う上で必要な範囲において複製する場合がある。
- (2) 本公募に係る選定の情報（申込書類等を含む）は、寒川町情報公開条例（平成11年12月21日条例第24号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、同条例に基づいて取扱うものとする。
- (3) やむを得ない理由等により、町が本プロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがある。その場合、準備のために要した費用等について、町は一切負担しないものとする。

1.4 事務局

寒川町子ども育成部保育幼稚園課学童保育担当

住所：〒253-0196 高座郡寒川町宮山165

電話：0467-74-1111 内線197、198

電子メール：gakudou@town.samukawa.kanagawa.jp

別表1 <評価項目>

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----------------|---|-----|
| 事業の基本的な考え方・実施方針 | 本事業の運営に対する基本的な考え方が、事業の趣旨をよく理解しているものとなっているか。利用者が安心して利用できる安定的なサービスを提供できる運営計画・実施方針となっているか。 | 20 |
| 同種業務の実績 | 放課後児童クラブの運営実績が十分にあり、安心して任せられる事業者か。 | 10 |
| 事業実施に関すること | 基準以上の有資格者の配置や配置人数を増やすなど放課後児童支援員等の配置計画は、きめ細かな保育の実施に十分なものとなっているか。 | 15 |
| | 準備期間の人材育成等を含め、事業を円滑に進められる実施体制となっているか。 | 15 |
| | 町が示す実施に係る諸条件を理解しているか。 | 10 |
| プログラム内容 | 児童が楽しめる様々なプログラムの提供が期待できるか。 | 20 |
| 危機管理体制 | 事故発生時の対応や防犯等危機管理の考え方は十分か。 | 10 |
| | 個人情報の管理及び職務上知り得た秘密の漏洩防止に関する考え方は適正か。 | 10 |
| | 災害等緊急時対応への体制は十分か。危機管理意識が感じられるか。 | 10 |
| 保護者との連携 | 保護者との連携の取組みは十分か。 | 10 |
| | 苦情対応など保護者への適切な対応が期待できるか。 | 10 |
| 合 計 | | 140 |

別表2 <評価点付与基準>

| 評価区分 | 判断基準 | 評価点 |
|------|----------------|--------|
| A | 提案内容が、極めて優れている | 配点×1.0 |
| B | 提案内容が、優れている | 配点×0.8 |
| C | 提案内容が、標準的である | 配点×0.6 |
| D | 提案内容にやや不安がある | 配点×0.4 |
| E | 提案内容に不安がある | 配点×0.2 |
| F | 不適格 | 配点×0 |